

骨髄移植ドナーに対する支援の充実を求める意見書

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法です。そこで、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づき、公益財団法人が主体となって広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼びかける骨髄バンク事業が実施されており、本年４月末現在、ドナー登録者数は４６万人近くとなり、また、ドナーと国内登録患者との骨髄適合率は９５％を超えています。その一方で、実際に移植に至る国内登録患者は約６割にとどまっており、これはドナーの健康上の問題のほか、骨髄等の提供に伴う通院、入院等のための休暇を認めるか否かがドナーの雇用主ごとに異なるなど、さまざまな要因によるものです。

これに対し、骨髄バンク事業では、こうした通院、入院等に必要な交通費、医療費等の費用負担をなくし、また、万一、骨髄等の提供により健康被害が生じた場合にも損害補償保険を適用するなど、ドナーの負担を軽減するための取り組みを行っていますが、現在、休業補償までは行われていないため、多くのドナーが安心して骨髄等を提供できるような仕組みづくりが早急に求められています。

よって、政府は、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に向けて、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- １．事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取り組みを促進するための方策を講じるとともに、ドナー休暇の法制化について検討すること。
- ２．骨髄等の提供に伴う入院、通院、打ち合わせ等のためにドナーが休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２８年６月２７日

枚方市議会議長 大塚光央

〈提出先〉

厚生労働大臣